

浦河町社会福祉協議会定時職員就業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定時職員の就業に関する事項を規定する。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則で定時職員とは、一般職員の所定労働時間より短い契約内容で採用した者をいう。

(遵守義務)

第3条 定時職員は、この規則並びに業務上の指示命令を遵守し、職場の秩序を維持するとともに、誠実に職務に従事しなければならない。

第2章 採用及び労働契約

(採用)

第4条 本会は、定時職員の採用にあたっては、就職希望者のうちから、選考して採用する。

2 選考による採用又は不採用の結果は、速やかに本人に通知するものとする。

(労働契約の期間)

第5条 労働契約期間は、1年間とする。但し、会長が業務上必要と認めた場合には、契約の更新をすることができる。

(労働条件の明示)

第6条 本会は、定時職員との労働契約に際しては、辞令（定時職員任用通知書）、本規則を交付して労働条件を明示し、雇用契約に替えるものとする。

2 勤務場所、労働時間、休憩時間及び勤務日については、月間勤務予定表により明示する。

3 定時職員の試用期間を採用日から2週間とする。

(無期労働契約への転換)

第7条 定時職員のうち、通算契約期間が5年を超える者は事前に別に定める様式で申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するもとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が6ヶ月以上ある職員については、それ以前の契約期間は通算契約に含めない。

3 この規則に定める労働条件は、第1項により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。

第3章 服務規律

(服務規律)

第8条 定時職員は、次に掲げる事項を守って、職場秩序の維持に努力するとともに職務に専念しなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、職務に支障を生じないよう心がけること。
- (2) 勤務時間中は、上司の指示に従い業務に精励するとともに、同僚とも協調し業務を遂行すること。
- (3) 業務時間中は職務に専念し、所属長の許可なく業務を中断し職場を離れないこと。
- (4) 勤務時間を厳守し、職務内容を確実迅速に処理すること。
- (5) 衛生面に関するマニュアル等を遵守し、定時職員が感染源の媒体とならないよう自ら衛生管理を徹底すること。
- (6) やむを得ず、遅刻、早退、欠勤等をする場合には、事前に許可をとること。
- (7) 本会の信用を傷つけ、又は、その名誉を汚すような行為をしてはならないこと。
- (8) 職務上知り得た機密事項及び本会の不利益になる事項を外に漏らさぬこと。
- (9) 勤務時間中は、身分証明書を携帯することとし、提示を求められた場合は、速やかに応じること。

第4章 勤務時間、休暇及び休日

(勤務時間)

第9条 定時職員の勤務時間は、1週30時間未満の範囲とし、職種毎に勤務予定表により変則勤務時間とする。

2 職種ごとの勤務時間、勤務日数は、次のとおりとする。

- (1) ホームヘルパー～1週20時間程度のシフト勤務（勤務表で決定）
通常時間、早朝・夜間時間、深夜時間
※外出専任ヘルパー～1週15時間程度（利用者状況により勤務時間が変動）
午前8時30分～午後5時までの通常勤務（原則として土・日・祝祭日は休日）
- (2) 看護師（デイサービスセンター、訪問入浴）～1週3日以内（勤務表で決定）
午前9時～午後4時まで
- (3) 介護員～1週20時間程度（勤務表で決定）
(デイサービスセンター、訪問入浴)
午前8時30分～午後5時までのシフト勤務
- (4) 運転手～1週4日程度（勤務表で決定）
(移送サービス、デイサービスセンター、訪問入浴等)
午前8時～午後5時までのシフト勤務（業務内容により時間の違いあり）

(時間外勤務)

第10条 本会は、業務の都合上、やむを得ない場合には、法の範囲内で、第8条の勤務時間のほかに、時間外勤務を命ずることがある。

(休日)

第11条 定時職員の休日は週2日以上とし、前月の25日までに各人に通知する月間勤務表で明示する。
2 前項の休日については、業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ他の日を指定して、これと振り替えることがある。但し、休日は4週間を通じ8日を下回らないものとする。

(年次有給休暇)

第12条 定時職員の年次有給休暇は、6ヶ月以上継続して勤務し、かつ、その労働日の8割以上出勤している者に対し、毎年1月1日から12月31日までの休暇年度において次の表に掲げる日数を付与する。また、当該年度に10日以上の年次有給休暇を付与された定時職員は、そのうち5日以上取得しなければならない。

第11条 に掲げる 勤務日数	勤続年数									
	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月以上
週2日間	3日	4日	4日	5日	5日	6日	6日	6日	7日	7日
週3日間	5日	6日	6日	7日	7日	8日	9日	9日	10日	10日
週4日間	7日	8日	9日	9日	10日	11日	12日	12日	13日	14日
週5日間	10日	11日	12日	13日	14日	15日	15日	15日	15日	15日

- 2 年次有給休暇の請求を受けた場合には、業務の都合により、休暇日を変更することがある。
 3 その休暇年度内に使用しなかった年次有給休暇は、翌年度に限り繰り越すことができる。
 4 休暇中は、年間15日を限度として、1日4時間を勤務換算として賃金を支給する。但し、清掃員については、1日3時間を勤務換算し賃金を支給する。

(特別休暇)

第13条 定時職員の特別休暇は、次のとおりとする。

- (1) 結婚休暇（本人が結婚するとき） 5日
 - (2) 産前産後休暇（本人が出産するとき） 出産予定日前6週間以内、産後6週間
 - (3) 生理休暇 その期間
 - (4) 忌引休暇 配偶者7日、父母（養父母）及び子（養子）5日
 - (5) 育児時間休暇（生後1年に達しない乳児を育てるとき） 1日2回各30分
 - (6) 公事休暇（公の職務を執行するとき及び選挙権行使するのに必要なとき） その期間
- 2 前項の休暇は無給とし、又、第11条の出勤率の算定上、出勤したものとみなす。

(休暇の手続き)

第14条 定時職員が休暇を請求するときは、所定の手続きを経て休暇届を、事前に届出しなければならない。

第5章 賃金

(賃金)

第15条 定時職員の賃金は、原則として時間給とし、支給額は下記のとおりに定める。

職種	時間給（平成25年4月1日以前採用）
事務職員	900円
介護支援専門員	1,300円
ヘルパー（介護福祉士）	1,150円
ヘルパー	1,050円
外出専任ヘルパー	950円
看護師（正看護師）	1,600円（1,680円）
看護師（准看護師）	1,400円（1,470円）
介護員（介護福祉士）	1,150円
介護員（有資格者）	1,050円
介護員（無資格者）	900円（1,000円）
運転手（大型免許）	1,050円

運転手（普通免許）	950円（1,000円）
その他	900円

※但し、標記については平成25年4月1日以降採用の職員（試用・研修期間を含む）から適応し、従来の職員についてはこれまで同様の時間給とする。

※大型免許所有者については、中型限定解除者も含む。

※研修・試用期間は時給の8割を支給する。

2 賃金は、毎月20日締めとし、月末を支給日とする。

3 通勤手当等諸手当は別に定める。

第6章 退職及び解雇

（退職）

第16条 定時職員が次の各号の一つに該当したときは、退職とする。

- (1) 労働契約期間が満了したとき
- (2) 退職を願い出て、会長に承認されたとき
- (3) 本人が死亡したとき

（定年）

第17条 定時職員の定年は、65歳とする。但し、本人の身体状況や業務状況を勘案し、70歳まで再雇用することができる。再雇用期間は1年毎の契約とする。

（解雇）

第18条 定時職員が次の各号の一つに該当したときは、解雇する。この場合においては、少なくとも30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分の予告手当を支払う。

- (1) 事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ないとき
- (2) 本人の身体又は精神に障害があり、医師の診断に基づき業務に耐えられないと認められたとき
- (3) 勤務成績が不良で就業に適しないと認められたとき
- (4) 前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

第7章 安全衛生

（安全衛生の基本原則）

第19条 定時職員は、就業にあたって災害の未然防止に留意し安全保持並びに保健衛生の向上に努めなければならない。

2 本会は、定時職員の作業環境の改善を図り、安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な処置を講ずる。

（健康診断）

第20条 定時職員は、年1回以上本会の指定する健康診断を受けなければならない。ただし、定時職員が本会の指定する健康診断を希望しないときは、定時職員の費用負担により、他の医師から健康診断に相当する診断を受け、その結果を証明する書面を本会に提出することができる。

2 前項の健康診断の結果によって定時職員の健康保持、並びに疾病予防のため、就業の停止、治療その他保健衛生上必要な措置をとることができる。

第8章 災害補償

（災害補償）

第 21 条 定時職員の業務上又は通勤途上の災害により負傷し、疾病にかかり障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法の定める給付を受けるものとする。

(事故補償)

第 22 条 職員が業務上、故意または、重大な過失によって事故が発生した場合は、事故の状況により、軽微な内容（概ね 10 万円以下の経費負担）については、本会が全部又は一部を負担する。

2 職員においては、事故の状況に応じて適切な処置を講ずる。又、公用車による事故（人身、物損、単独）が発生した場合は、別に定める「公用車事故処理規定」に基づき、始末書及び過失における損害の全部又は一部を負担するものとする。

第 9 章 雜 則

第 23 条 この就業規則に規定するもののほか、実施の細部について必要な事項は、その都度指示する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。

この規則の一部改定し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別紙

無期労働契約転換申込書(定時職員)

社会福祉法人 浦河町社会福祉協議会
会長 小泉 瞳子様

申出日：_____年_____月_____日

職種：

氏名：_____印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えるため、
浦河町社会福祉協議会定時職員就業規則第7条の規定に基づき、期間の定めのない労働契
約への転換の申込みいたします。